

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間
2. 内容

目標1：計画期間内に年次有給休暇の取得率の向上を目指す。

〈対策〉

- 令和2年7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和3年7月～ 施設内掲示板等にて取得に向けて周知する。

目標2：計画期間内に男性職員1名以上の育児休業を目指す。

〈対策〉

- 令和4年7月～男性職員も育児休業を取得できることを施設内掲示板にて周知し啓発を行う。
- 令和4年7月～男性職員による相談窓口の設置及び寄せられた案件に対して対策を検討する。